

うきは市農業委員会第10回総会議事録

〔開催日時〕 令和6年12月10日（火）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画について

議案第6号 非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 耕作台帳名義変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸		
副会長	15番	家永 学		
委員	1番	樋口 美智子	7番	後藤 一善
	2番	古賀 和妃郎	10番	佐藤 康成
	3番	山下 智	11番	石井 信一
	4番	樋口 幸代	12番	森 和正
	5番	内山 良江	13番	熊谷 正二
	6番	上村 泰司	14番	高浪 眞次

欠席委員 8番 尾花 里美 9番 野村 啓次

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 佐藤 光亮

会長 挨拶

局長 それでは早速議事に入りたいと思います。農業委員会会議規則第5条に基づき会長が議長を行う規定がございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは暫時議長を務めさせていただきます。本日の議事録署名人を5番委員6番にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速、議案審議に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1－1申請取下げ)

(議案第1－2上程)

事務局 (議案1－2説明・朗読)

議長 それでは分科会で現地確認を行っておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件につきましては私の方からご説明いたします。

譲受人は観光農園を経営しており、駐車場が不足しているということで今回の申請に至っております。計画では65台ほど駐車できるとのことです。特に問題ないかと思っておりますので皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 先ほどの説明のとおりです。申請地の隣地も譲受人が所有されておりますので特に問題ないかと思っております。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1－2について賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし県の方に進達します。引き続き議案1－3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案1－3上程)

事務局 (議案1－3説明・朗読)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

副分科会長 先ほどの説明のとおりです。共同住宅1棟の計画です。特に問題ないと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 先ほどの説明のとおりです。以前は荒れておりました経緯もありますし、計画的にも問題ないと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1－3に賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案

第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。なお、8番議員が関係者となりますので体質をお願いします。事務局説明をお願いします。

(8番委員退室)

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

副分科会長 申請地の北側には申請人の既存の事業所がありますが、最近また機会も増えてきており手狭になったということで今回の計画に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

13番 先ほどの説明のとおりです。北側に既存の倉庫がありますが、大型機械の導入により手狭になったということです。また、西側と南側の水路につきましても特に影響は無いようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1について賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。引き続き議案2-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

副分科会長 先ほどの説明のとおりです。自らが所有する畑に自宅の建設をしたいということです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは担当が私ですので意見を申し上げます。

16番 先ほど分科会長からの説明のとおりです。勤務先からも近い申請地に住宅を建設したいということです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。

引き続き議案第3号農地法第3条の規定による農地等所有移転等の申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局

(議案3-1説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

1 番

申請地は吉江地区にあります。譲渡人は遠保にお住まいということで譲受人が宅地と農地を含めて取得するとのこと。譲受人は農家で機械等も所有しておりますので、今後は改植して柿を栽培していくとのこと。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-1について賛成の方の挙手を求めます。

議長

はい、全員賛成ということで許可いたします。

(議案3-2取下げ)

議長

それでは議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局

(議案3-3説明・朗読)

議長

それでは私が担当委員ですので説明いたします。

1 6 番

こちらの案件は申請地の隣接地を譲受人が所有していることから、譲渡人からの要望により今回の申請に至っております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-3に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案3-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案3-4上程)

事務局

(議案3-4説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

1 1 番

当該地は別の方が耕作しておりましたが返還の申出があり困っていたところ友人である譲受人が引き受けてくれるようになったとのこと。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－４に賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 はい、全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案３－５を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案３－５上程)

事務局 こちらの案件につきましては担当委員がおりませんので事務局の説明のみとなります。
(議案３－５説明・朗読)

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－５について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案３－６を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案３－６上程)
(議案３－６説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

１５番 譲受人は申請地の隣接地を所有されており、取得後は一体的に管理していくとのことです。譲渡人は遠方にお住まいで管理が難しかったようですのでよかったのではないかと思います。皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－６について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 全員賛成ということで比較いたします。引き続き議案３－７を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案３－７上程)

事務局 (議案３－７説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですのでご説明いたします。

１６番 申請地は形が不整形ですが現在も一部は譲受人が交錯しており、今後も継続していく予定であることから今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案３－８を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案３－８上程)

事務局 (議案３－８説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

１０番 譲渡人は遠方にお住いのため、地元にて代わり替わり耕作をしておりました。譲渡人と譲受人は昔からの友人関係で譲渡人がお願いするような形で今回の申請に至っております。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－８に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可とします。引き続き議案３－９を議題とします。こちらの案件は１５番委員が当事者となりますので体積を求めます。それでは事務局の説明を求めます。

(１５番委員退室)

(議案３－９上程)

事務局 (議案３－９説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

１３番 親から子への贈与ということです。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－９に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 賛成ということで許可といたします。引き続き議案３－１０を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案３－１０上程)

事務局 (議案３－１０説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

２番 こちらの案件は隣接する宅地と一緒に取得したいとのことで、申請地は家庭菜園として利用していくとのことです。特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－１０に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可といたします。引き続き議案３－１１及び１２を議題とします。こちらの案件は譲受人が同一のため一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

(議案３－１１・１２上程)

事務局 (議案３－１１・１２説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

３番 こちらの案件の譲受人は先ほどの議案１－３の譲受人と同じ方です。久留米市のほうでも農業をされているようですので問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－１１・１２に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで許可といたします。続きまして先ほど議案３－２で取り下げのあった分につきまして申請内容を変更して追加議案が上程されておりますので、そちらを議題とします。事務局説明を求めます。

(追加議案上程)

事務局 (追加議案説明・朗読)

議長 こちらの案件は農業者年金の再設定に係る使用貸借権の設定のため担当委員はいませんので質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。追加議案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 賛成ということで許可といたします。続きまして議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第４号上程)

事務局 (議案第４号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第４号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということでうきは市長に報告いたします。引き続き議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)

※議案3－5関連案件のため担当委員なし

議長 それでは質疑に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで非農地と判断いたします。続きまして議案第6号 非農地判断(荒廃地の非農地判断)を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは分科会の意見を求めます。

分科会長 当該地の現状はいずれも山林や原野等で、中には行くまでも困難な場所もございましたので、今からここを伐採整地して耕作するということも難しいかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

11番 仮に非農地と判断した場合は今後どのような流れの手続きになるのでしょうか。
事務局 非農地と判断された農地は農地台帳から削除し、地権者にもその旨の通知を送付します。その通知をもって法務局で地目変更登記の手続きをしていただくような流れになりますが、仮に地権者が地目変更登記を行わなかった場合は農地台帳に登載されていない農地という取り扱いになります。

11番 農地の所有権は変わることはないのですか？

事務局 非農地と判断されたからといって所有権の剥奪ということはありません。

議長 本来、農地の地目を変更するとなると4条または5条の許可が必要となりますが、非農地と判断された農地についてはそれらの許可を得ずに、地目変更が可能となります。

9番 今回の候補地の地権者の中には亡くなっているかたもいらっしゃると思いますが、そのあたりはどのような流れになりますか？

事務局 所有者が死亡している農地については相続権者に通知いたします。所有者が死亡している場合でも地目変更は可能ですので手続きをしていただくとともに、令和5年より相続登記が義務化されておりますので合わせてそちらもお願いしております。

議長 他に質問はありませんか？

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 6 号に賛成のかたは挙手を求め
ます。

(全員賛成)

議長 全員賛成ということで非農地と判断します。それでは報告にはいります。事務
局は報告をお願いします。

(報告第 1 ～ 3 号説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印